

令和8年 第1回定例会 教育行政執行方針

(令和8年3月5日)

令和8年第1回壮瞥町議会定例会の開会にあたり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方を御説明申し上げます。

I はじめに

我が国は、将来の予測が困難な時代を迎えており、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとって「VUCA(ブーカ)」の時代と言われることもあり、従来の知識や経験では解を見出すことが難しい時代となっています。

持続可能な社会の創り手を育成するためには、主体的に学ぶだけではなく、立場や考え方の違う人々を理解し、相手を尊重しながら、協働的に課題を解決する力の育成も欠かせません。

この予測が困難な時代を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子どもたちです。子どもたちが、それぞれの夢を持ち、その実現に向けて挑戦できる力を育んでいくことが重要です。

教育委員会といたしましては、壮瞥町教育大綱を踏まえ、「変化する社会をたくましく生きる力の育成」と「生きがいを創り出す生涯学習の推進」を基本方針として、全ての教育関係者、地域の皆様と連携しながら、小さな町だからこそできる「時代に即した、きめ細かい教育行政」を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

II 学校教育について

全ての子どもに、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるように、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を充実させるとともに、変化する

る社会をたくましく生きる力の育成を図ります。

1 全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

(1) 子どもの学びの質を高める環境整備

次代を担う子どもたちには、情報活用能力をはじめ、言語能力や数学的思考力など、これからの時代を生きていく上で基礎となる資質・能力を確実に育成していく必要があります、そのためにもICT等を活用した「個別最適化された学び」の実現が求められています。授業改善とICT活用を一体的に実現する学びを進めるため、タブレット端末の更新を図るなど子どもの学びの質を高める環境整備を図ります。

(2) 支援が必要な生徒への指導

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに合った適切な支援を行うために、関係機関との連携や教育支援員の配置など、必要な措置を継続して講じてまいります。

(3) 地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、学校運営に欠かすことのできない仕組みとなっています。小中高が連携・協働した取組を進められるよう、引き続き小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置して調整を図るとともに、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを継続して進めてまいります。

2 豊かな心の育成

(1) いじめ見逃しゼロと組織的な早期対応の充実

いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を

社会全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

「壮警町いじめ防止基本方針」に基づき、各学校のいじめ対策組織を実効的に機能させるとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒にいじめをしない態度や能力を身に付ける課題未然防止教育や課題早期発見対応を支援します。

(2) 誰一人取り残さない教育

不登校児童生徒への支援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意し、学校教育の意義・役割を踏まえ、既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消等に努めるなど、不登校児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう、校内教育支援センターの設置やスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携による支援体制を継続して強化してまいります。

3 学校安全及び環境整備

(1) 学校の安全教育及び安全管理

各学校の安全計画・危機管理マニュアルの年度毎の見直しを徹底するとともに、「1日防災学校」等の取組の充実が図られるよう支援し、地域（有珠山等）の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練等を支援します。

(2) 学校の環境整備

教員の児童生徒理解力向上は、円滑な学級経営と先生方の業務負担軽減

につながります。児童・生徒の見とりができるアセスメントツールを導入し、客観的なデータに基づいた児童生徒の深い理解を進めます。その情報を教員間で共有・協働することで、複雑化する学校現場の課題解決を支援します。

新設した中学校にある学校図書館は、小学校と共同で使用することから、図書システムを新たに導入し、小中学校が同時に使用できるようにするなど、学校の計画的・継続的な読書活動の推進を図ってまいります。

(3) 教職員の働き方改革

「業務量管理・健康確保措置実施計画(壮瞥町働き方改革アクションプラン)」を策定し、校務支援システムやデジタル技術を活用して学校教育をより良く変革する校務のDX化を進めるとともに、学校閉庁日の設定、勤務時間の見える化、校舎の機械警備を継続して進めてまいります。

また、教職員に対するストレスチェックを継続し、働きやすさと働きがいの両立に向けた取組を進めてまいります。

4 小中一貫教育の推進

(1) そうべつ型小中一貫教育の推進

昨年7月に中学校校舎が完成し、8月から本格的に小中一貫教育がスタートしました。壮瞥町小中一貫教育推進委員会で策定した「壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針(第2次)」に基づき、小学校と中学校の連携をさらに進めてまいります。

(2) そうべつ型ふるさと教育

持続可能な地域づくりに向けた人材を育てるふるさと教育の推進に向け、総合的な学習の時間等において、小中9年間を通した「そうべつ型ふるさと学習」を計画的に進めます。児童生徒が「ふるさと壮瞥」に関する課題を自ら設定し、協力して調査・研究し、その成果を小学校は学習発表会、中学校は総合文化交流会や子ども議会等で、保護者や地域の皆様に向けて発表す

るなど、郷土愛を育む学習活動を推進します。

(3) 外国語及び国際理解教育

JETプログラムを活用した外国語指導助手を保小中高に派遣し、発達段階に応じて、外国語に必要な資質・能力を児童生徒に確実に身に付ける取組を進めます。また、第28回フィンランド国派遣事業を実施します。さらに、WEB交流などの取組も進め、児童生徒の英語を活用した主体的なコミュニケーション能力の向上や異国文化の理解など、今後必要とされる国際感覚を高める国際理解教育の充実を図ってまいります。

5 地域との連携・協働による高校づくり

(1) 学校魅力化の促進

これからの時代を担う高校生が、自己の在り方や生き方を考えながら、国家・社会の形成に主体的に参画し活躍していくことができるよう、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばすとともに、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるようにすることが重要です。これまで、農業クラブ活動や生徒が日々の実習等で育てた生産物や加工品をお客様に直接販売するなどの実践的・体験的な学習の場などへの支援を継続し、学校のさらなる魅力化に取り組んでまいります。

(2) 生徒募集

胆振西学区の中卒者数は、令和8年から令和14年の7年間では、235人の減少（令和7年6月時点）が見込まれております。

新年度の出願者は、一般選抜の出願者11人、推薦選抜の出願者11人、うち町内は1人となっております。出願者は昨年度から8人の増となりました。これまで、町外への進学者への通学補助を行ってまいりましたが、町内進学者への「入学祝い金制度」の創設など、更なる生徒の募集対策等について取組を検討してまいります。

(3) 進路状況

令和8年3月の卒業生10人は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、令和8年1月末現在、9人が進路を内定しました。大学に1人、専門学校に1人が進学し、就職希望者は、日本郵便株式会社 北海道支社、陸上自衛隊など、7人が内定しています。

以上、学校教育について述べました。

Ⅲ 生涯学習の推進について

「第9次社会教育中期計画」に基づき、町民一人一人が自ら進んで学習でき、生涯を通じて健康で文化的な生活を送ることができる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

1 家庭教育支援

家庭教育支援を推進するため、壮瞥町PTA連合会などと連携し、家庭の教育力の向上に向けた学習機会の充実に取り組めます。さらに、子育て世帯の経済的負担を抜本的に軽減するため、現在半額補助としている小中学生の給食費を国の施策等により無償化にするなど、家庭が安心して子どもを育む環境を整備します。

2 社会教育の推進

(1) 青少年教育

昨年は、ケミヤルヴィ市から8年ぶりに訪問団が来町し、学校訪問、ホームステイや餅つき体験などをおして町民の皆様との交流を深めました。本年は、第28回目の中学生フィンランド国派遣海外研修事業を実施します。また、「子ども郷土史講座」「児童生徒芸術鑑賞会」「地域子ども会、子ども会育成連絡協議会への支援」など、子どもたちの成長に欠かせない良

質な体験活動を実施し、豊かな心を育ててまいります。

(2) 成人教育

自らを高める取組とニーズに対応した学習機会の提供や地域づくりを進める成人教育を推進するため、「夜空を見る集い」「マイプラン講座」など、学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。また、地域住民や各種団体と連携して、子育て、福祉、教育、防災などの地域課題について、自ら解決していく資質・能力を高めるとともに、住民の主体的な社会参加を促し、課題解決型の学習機会などの提供を推進します。

(3) 高齢者教育

「山美湖大学の開設」など、健康づくりや軽スポーツ、社会見学や趣味教養の講座など、心豊かで生きがいを感じ、充実した生活を送るための学習機会の提供や豊富な経験や知識を地域に還元し、次世代と共に元気で活躍できる学習機会の提供を支援します。

(4) 芸術文化・文化財

郷土の祭りや伝統芸能を題材にした学習活動を取り入れ、子どもたちが地域への愛着や誇りを深められるよう、また、町民の自主的な文化活動を支援し、誰もが気軽に芸術に触れ、生涯にわたって学び、創造する機会を確保するため、壮瞥町文化協会や地域交流センター運営ボランティア実行委員会など、関係団体と協力して各種事業の充実を図ります。加えて、天然記念物、無形文化財などの保存継承を支援してまいります。

(5) 生涯学習の環境整備

社会教育施設につきましては、「壮瞥町公共施設等総合管理計画」に基づいて、誰もが安心して利用することができるよう適切な維持管理に努めつつ、施設の長寿命化や最適配置などの検討を進めながら総合的かつ計画的

な施設管理を図っていきます。

3 読書活動の推進と読書環境の整備

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。「壮瞥町子ども読書推進計画（第4次計画）」を踏まえ、図書ボランティアの皆様や関係機関と連携して、様々な施策を実施してまいります。また、各ボランティアの皆様の活動や人材育成等について、引き続き支援してまいります。

（1）家庭における読書活動の推進

「ブックスタート事業」など、乳幼児期からの読書に親しむ機会づくりを継続します。また、乳幼児から児童期の読書に対する興味・関心を高めるため、子どもの年齢に関わらず、保護者による読み聞かせを推奨するなど、読書習慣形成のための環境づくりを支援してまいります。

（2）地域における読書活動の推進

「図書フェスティバル」「春の子ども読書週間」や「夏休み子ども企画展示」の実施、「季節 新規・継続の装飾と特別展示」の実施など、地域における読書活動を推進します。

（3）学校等における読書活動の推進

「読み聞かせ」や「朝の読書」の実施、「学校ブックフェスティバル」の実施など、学校の計画的・継続的な読書活動の推進を支援します。

4 生涯スポーツの振興

「第3期壮瞥町スポーツ推進計画～スポーツで築く、持続可能な地域と人づくり～」に基づき、生涯にわたってスポーツに親しみ、活力ある生活を送れる元気な町を形成するとともに、地域の魅力である自然資源を生かしたスポーツ

活動を展開し、持続可能な地域と人づくりを推進します。

(1) スポーツで人づくり

幼少期からのスポーツ機会の充実と体力向上、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、体育協会、スポーツ少年団活動の充実、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ活動の充実に努め、生きがいと活力ある生活が送れるよう、スポーツ活動を推進します。

(2) スポーツで集う

スポーツ推進員を中心としたスポーツ活動の充実、町民が集うスポーツ活動及び近隣市町村との連携、スポーツ雪合戦などの特色ある地域スポーツ活動の普及支援など、多くのスポーツ交流を生み出す活動を支援してまいります。

(3) スポーツで町づくり

ジオパークや自然等を活用したアウトドアスポーツ活動の推進、町内施設の有効活用、体育施設整備の検討など、地域資源を活用したスポーツ活動を推進し、スポーツを核とした地域活性化を推進します。「NPO法人地遊スポーツクラブ」や「一般社団法人そうべつアウトドアネットワーク」等の団体と連携して事業の多角的な展開を支援してまいります。

(4) 学校部活動の地域展開

部活動の地域展開は、少子化や教員の働き方改革に対応し、子どもたちの活動機会を将来にわたり確保・充実させることが主な目的です。また、子どもが地域のスポーツクラブに所属することで、地域住民の交流が促進され、地域コミュニティの活性化や地域スポーツ振興に大きく貢献します。

「部活動地域移行検討協議会」において検討を進め、令和8年度から本格的に休日の部活動を地域展開することや地域おこし協力隊の活用、胆振西

部3町の教育機関、自治体、スポーツ団体等とも連携・協力して体制の整備に向けて取り組んでまいります。

IV むすび

以上、令和8年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げました。教育委員会といたしましては、子どもたちがふるさとへの誇りや愛着を持ち、自らの夢や希望に向かって挑戦できる人材へと成長していくことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関等との連携を深めるなど、子どもの学びを支える体制整備を図るとともに、町民の誰もが豊かに学び、学んだ成果を発揮できる生涯学習社会のより一層の充実・発展に向け全力で取り組んでまいります。

議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。